

令和6年度税制改正要望

令和5年9月

日 本 製 紙 連 合 会
会 長 加 来 正 年

はじめに

世界経済はコロナ禍からのリバウンド需要等により、底堅い回復を維持しているものの、世界的なインフレと金融引き締め等の影響によって回復ペースは鈍化しております。わが国経済も社会経済活動の正常化が進む一方で、インフレの長期化、中国の景気回復の遅れ、地政学的な分断の拡大等、先行きは依然として不透明な状況にあります。

こうした経済情勢の下、紙・板紙の需給は、デジタル化やテレワークの定着等を背景としたグラフィック用紙の需要減少は下げ止まりの兆しが見られず、近年堅調であった段ボール原紙を中心とするパッケージング用紙や衛生用紙についても物価高騰による消費者の買い控え等の影響が大きく、需要は低調に推移しております。

しかしながら、このような厳しい状況の中でも、製紙各社は、生産・販売体制の再構築、海外の成長市場の取り込み、プラスチック規制の動きを背景とした紙素材の新たな需要開拓、そして、セルロースナノファイバーをはじめとしたバイオマス由来の新素材・製品の商業生産に向けた取り組み等、企業のレジリエンスを高めるために、様々な施策を進めております。

原料面に関して、製紙産業は多くの森林を保有する産業として森林資源の保全に努めており、建材等で発生する端材や林地残材を製紙原料として活用することで「森のリサイクル」に貢献するとともに、植林による持続可能な森林経営により、CO₂の吸収・固定、水資源確保にも寄与しております。また、利用済みの紙・板紙を原料としてリサイクルする高度なシステムを構築し、焼却処分される紙ごみを減少させるだけでなく、資源循環型社会の構築に向けた産業としての一翼を担っております。

更に、脱炭素に向けた取り組みとして、製紙業界では2021年に策定した「地球温暖化対策 長期ビジョン 2050」において「カーボンニュートラル産業の構築実現」を掲げております。このビジョンの重要なマイルストーンとなる2030年度の目標として、「2013年度比 エネルギー起源 CO₂ 排出 38%削減の達成」をカーボンニュートラル行動計画で示しており、マイルストーンの確実な達成に向けて、CO₂ 排出量の多い化石燃料からの燃料転換等を中心に業界全体が一丸となって取り組みを進めております。

令和6年度税制改正にあたり、資源循環型社会の構築及びカーボンニュートラルの実現を目指す製紙業界が、活力ある産業として更なる成長を遂げるため、税制面でご支援いただきたく、下記の要望事項について特段の配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年度税制改正要望項目

I. 重点要望項目

1. カーボンニュートラルに向けた支援

- (1) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の延長・拡充・・・・・・・・・・1頁
- (2) 脱炭素化を支援する優遇税制の創設・・・・・・・・・・・・・・・・・・2頁
- (3) エネルギー関係諸税の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・3頁

2. イノベーション創出のための支援

- (1) 研究開発税制の維持・拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・3頁
- (2) オープンイノベーション促進税制の延長・見直し・・・・・・・・・・4頁

3. 法人税の見直し

- (1) 実質的な法人課税の負担軽減・・・・・・・・・・・・・・・・・・5頁
- (2) 欠損金の扱いの見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・5頁
- (3) 受取配当益金不算入の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・5頁

4. その他

- (1) 償却資産に対する固定資産税の見直し・・・・・・・・・・6頁
- (2) 印紙税の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・6頁
- (3) 地方税の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・7頁
- (4) 国際課税制度の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・・・7頁

Ⅱ. 要 望 項 目

1. 設備投資のための環境整備

- (1) 減価償却制度における定率法の維持・・・・・・・・・・・・・・・・・・8 頁
- (2) 特定資産の買換特例制度（長期所有の土地、建物等）の見直し・・・・・・・・8 頁
- (3) DX 投資促進税制の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8 頁

2. 国際課税

- (1) 外国税額控除制度の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8 頁
- (2) 国際的な取引に関する税務手続の簡素化・合理化・・・・・・・・・・9 頁

3. その他

- (1) 企業年金に関する特別法人税の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・9 頁
- (2) 税法と企業会計の調和・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9 頁

I. 重点要望項目

1. カーボンニュートラルに向けた支援

(1) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の延長・拡充

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、民間企業による脱炭素化投資を加速させるため、「大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備」と「生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備」の導入に対し、税額控除又は特別償却を認める制度である。

本税制は令和5年度末で期限切れを迎えるが、脱炭素化に向けた設備投資は長期的かつ多額の資金を必要とすることから、適用期限を大幅に延長するとともに、税額控除超過額の繰越、投資総額の上限拡大、適用回数制限の撤廃を要望する。

また、本税制の「生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備」に関して、長年にわたりエネルギー転換、省エネに取り組んできた業界においては、炭素生産性（付加価値額／エネルギー起源CO₂排出量）は既に高い水準にあり、向上要件の緩和を要望する。更に、「大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備」に関して、大きな脱炭素効果を持つ製品に使用される中間製品の生産設備も対象として追加することを要望する。

① 適用期限の大幅延長

2050年カーボンニュートラルの実現のためには、長期のロードマップに沿って、脱炭素設備投資を進める必要があるにもかかわらず、本税制の適用期間が短期間では、企業の脱炭素ロードマップとミスマッチが生じるため、適用期限（令和6年3月31日）を延長し、少なくとも5年以上の大幅な延長を要望する。

② 炭素生産性の向上要件の緩和

本税制は、事業所等の炭素生産性を3年以内に7%以上向上させることにより、優遇措置を受けられるが、長年、積極的にCO₂排出削減等の取り組みを進めてきた企業にとって、短期間での更なる炭素生産性の向上は、大変困難なものとなるため、向上目標の達成期限（現行3年以内）を緩和すべきである。

少なくとも、年間エネルギー使用量でクラス分けする等、事業規模に応じて、向上目標の達成期限を設定すべきである。

③ 大きな脱炭素効果を持つ製品に使用される中間製品の生産設備の追加

本税制は、燃料電池等の限定された 5 製品（需要開拓商品）の生産設備のみが、「大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備」とされているにすぎず、対象設備がかなり限定されている。需要開拓商品に使用される中間製品の生産設備についても対象に追加を要望する。

また、地球温暖化対策計画においてカーボンニュートラルの実現に寄与することが明示されているバイオマス資源である木材を活用した製品（セルロースナノファイバー等）の生産設備についても本税制の対象にすることを要望する。

④ 税額控除超過額の繰越・投資総額の上限拡大

カーボンニュートラルは国としても企業としても長期的かつ多額の資金を必要とする、野心的な目標であり、所得の発生状況にかかわらず取り組まなければならない課題であるため、税額控除超過額の繰越を認めるとともに、投資総額の上限を拡大すべきである。

⑤ 適用回数制限の撤廃

カーボンニュートラル実現に向けては、長期間にわたって複数回の設備投資を実行していく必要があり、継続的な脱炭素設備投資を促すため、適用回数の制限を撤廃、もしくは複数回の適用を可能とすべきである。

(2) 脱炭素化を支援する優遇税制の創設

製紙業界は、政府が表明した「温室効果ガスの排出量を 2050 年までに実質ゼロにする」宣言に賛同し、「地球温暖化対策 長期ビジョン 2050 ～カーボンニュートラル産業の構築実現～」を策定した。

カーボンニュートラル産業の構築実現のためには、生産活動による温室効果ガス削減や持続可能な森林経営を推進し、CO₂吸収源としての森林を維持・拡大することが重要であり、以下の支援を要望する。

① 脱炭素化への移行に向けた燃料転換に係る優遇税制の創設

2050年カーボンニュートラルの達成に向けては、化石燃料からの早期脱却が必須であり、製紙業界を含め各製造業界では、自家発電設備における非化石燃料への転換を積極的に進めている。

しかしながら、バイオマス等の非化石燃料への転換には、調達コストの高騰等の移行リスクが生じる可能性がある。消費エネルギーに対する自家発比率の高い業界は、大きなリスクを負うことになる。

カーボンニュートラル対応の緊急性・重要性に鑑み、一定の認定要件（省エネ法の定期報告の開示等）を満たした場合、燃料転換の成果（バイオマス燃料やCO₂排出係数がより低い燃料への転換割合）に応じて、燃料費の一定割合を税額控除する等、脱炭素化への移行に向けた燃料転換に係る優遇税制を速やかに創設することを要望する。

② 森林保有に係る優遇税制の創設

令和3年10月に改訂された地球温暖化対策計画においては、2030年度の森林によるCO₂吸収量の数値目標が掲げられる等、森林吸収源対策の推進が期待されており、民間企業が保有する森林の適切な管理を通じて、CO₂吸収源としての森林を維持・拡大させることが重要である。

その支援策として、CO₂吸収や生物多様性の保全に資する森林を維持・拡大させる取り組みを積極的に行う民間企業に対して、保有する森林の固定資産税の免除や維持管理費の税額控除等の優遇税制の創設を強く要望する。

(3) エネルギー関係諸税の見直し

政府が示した「GX実現に向けた基本方針」の柱である「成長志向型カーボンプライシング構想」については、企業の競争力や投資意欲を損なわないよう、適切な制度設計が行われるべきである。また、制度設計に際しては、経済成長の促進を前提とした丁寧かつ慎重な議論を行い、既存のエネルギー関係諸税及び地球温暖化対策税を見直すことも必要である。

2. イノベーション創出のための支援

(1) 研究開発税制の維持・拡充

研究開発税制は、企業の研究開発投資を促す効果的な特例制度であり、イノベーションの創出には必要不可欠であることから、維持・拡充すべきである。

① 一般型の時限措置の維持・恒久化

一般型における控除率の上限 14%、売上高試験研究費割合 10%超の場合の控除率・控除上限の上乗せ措置を維持・恒久化すべきである。

② オープンイノベーション型の手続きの簡素化

オープンイノベーション型の利用を拡大するため、専門家（税理士・公認会計士・監査役等）による第三者の確認の省略や共同・委託試験研究の相手先への対象費用の額の確認を契約書の写し提出も可とする等、事務手続きを簡素化すべきである。

③ 高度研究人材の活用を促す優遇措置の強化

研究開発の質を向上させ、イノベーションを生み出すには、高度研究人材の持続的な活用が不可欠であることから、本措置における適用条件のうち、期間の制限を撤廃又は長期化すべきである。

④ カーボンニュートラルに資する素材・製品の研究開発に対する支援措置の強化

2050 年カーボンニュートラルの実現には、革新的な新素材・製品の研究開発が不可欠であり、セルロースナノファイバー等のカーボンニュートラルに資する素材・製品の研究開発に対して、一般型とは別に控除率の上限を引き上げる等、支援措置を強化すべきである。

⑤ 税額控除限度超過額 繰越制度の復活

厳しい収益環境の中でも、イノベーションの創出に向けて、研究開発費は一定程度必要とされる。このため、控除上限は本税制の利用の足かせとなることから、税額控除限度超過額繰越制度を復活すべきである。

(2) オープンイノベーション促進税制の延長・見直し

本税制は、企業のスタートアップへの出資を促す効果的な特例制度であり、オープンイノベーションによる新規事業の創出を加速させるためには必要不可欠であることから、適用期限（令和 6 年 3 月 31 日）を延長するとともに、以下の要件の見直しを要望する。

- ① 1 件当たりの出資金額下限の撤廃又は引き下げ
- ② M&A 型の 5 年以内の成長要件の撤廃又は緩和

3. 法人税の見直し

(1) 実質的な法人課税の負担軽減

日本の法人実効税率は、平成 30 年度以降 29.74%と産業界が要望した 20% 台まで引き下げられた。しかしながら一方で、課税ベースも拡大された結果、当業界においては、多くの企業で税負担が増加している。

従って今後は企業の法人課税負担が実質的に軽減するよう法人税改革を進め、法人実効税率を OECD 主要国平均・アジア近隣諸国並みの 25%程度まで引き下げるべきである。

国際競争力上、イコールフットィングを達成するために、法人実効税率を 25%程度まで引き下げるべきである。その際、外形標準課税の税率引き上げ等、課税ベースの拡大を行うことなく、実質的に企業の法人課税負担が軽減するよう、法人税改革を進めていくべきである。

(2) 欠損金の扱いの見直し

繰越控除期間は現行 10 年となっているが、繰越期間を無期限とするとともに、損金算入可能額の当期所得 50%制限を緩和すべきである。

また、大企業の繰戻還付凍結措置解除とともに、繰戻還付（1 年間）の期間の延長を要望する。

わが国の欠損金制度は欧米諸国に比べ、控除限度及び繰越期間の制限が厳しく、企業の国際競争力の維持・強化を図る観点からも不利である。また企業にとって課税上の期間損益の通算は、中長期的に将来を見据えた経営を行う上で、非常に重要である。

(3) 受取配当益金不算入の見直し

株式保有割合に従い、それぞれ 50%、20%となっている益金不算入割合を、全額益金不算入とするとともに、受取配当に係る負債利子控除については特定利子制度を復活し、特定利子は負債利子に含めないようにすべきである。

配当金は、法人段階で既に課税されている利益から支払われており、本来、二重課税排除の観点から全額益金不算入とすべきである。

- (注) 特定利子：① 社債の利子（社債発行差金を含む）
② 金融機関及び国等からの借入金でその返済期間が3年以上のものにかかる利子
③ 商品の販売等の対価として受け取った手形の割引料

4. その他

(1) 償却資産に対する固定資産税の見直し

企業の持続的成長には積極的な設備投資が必要であり、償却資産に対する固定資産税の課税制度を見直すべきである。

① 償却資産に対する固定資産税の廃止

本税制は利益に関係なく一定水準課税される制度のため、企業収益が厳しい状況下にあつて、企業の負担は大きく、今すぐ廃止すべきである。

少なくとも、GXに関連して、新規取得又は改造(資本的支出)を行った償却資産に係る固定資産税は免税すべきである。

② 固定資産税（地方税法）の残存価額5%の撤廃

固定資産税の償却計算方法は、残存価額5%を法人税法に合わせ撤廃すべきである。

償却資産に対する固定資産税課税は、国際的に稀であり、対象が一部の設備型産業に偏るため、課税の公平性で問題がある。また本税制は企業収益を考慮しないため、特に赤字決算企業は大きな負担を強いられる。更に投資額に応じて課税されるため、企業の国内への投資意欲を削ぎ、政府の進めている成長戦略とも逆行することから、廃止すべきである。

(2) 印紙税の廃止

印紙税を廃止すべきである。

同一内容の文書に対し紙の書類には課税され、インターネット上の電子商取引には課税されないのは課税の公平性の観点から問題である。経済取引のペーパーレス化が著しく進展する中、紙を媒体とした文書のみで課税する印紙税は合理性が失われている。

(3) 地方税の見直し

地方法人課税は、地域間の偏在性が大きく、税収も不安定である。従って、法人事業税、法人住民税の所得に対する課税部分は国税の法人税に統合するとともに、地方税の申告納付先の一元化を可能として、交付税等により適切に配分すべきである。

また、法人事業税に関して、付加価値割の計算方法を見直し、申告書類の整理・合理化も図るとともに、電気供給業に係る収入金課税を廃止し、一般事業と同様な扱いとすべきである。

これにより、地方法人課税の偏在是正、税制の簡素化による企業の事務負担軽減を図るべきである。

- ① 地方法人所得課税の国税化
- ② 地方税の申告納付先の一元化
- ③ 法人事業税付加価値割の計算方法見直し及び申告書類の整理・合理化
- ④ 法人事業税における電気供給業に係る収入金課税の廃止

(4) 国際課税制度の適正化

企業の税務リスクや事務負担を軽減し、グローバル活動を円滑にするために、国際課税制度の適正化を進めるべきである。新たな需要開拓のため新興国市場等、海外への進出が求められている当業界にとって、国際課税制度の重要性は一段と高まっており、企業間の公平な競争環境を整備すべきである。

① 新たな国際課税ルールへの対応

新たな国際課税ルールの国内法制化に際しては、企業の事務負担の観点から、過度に複雑な制度とならないよう留意すべきである。

令和5年度の税制改正でグローバル・ミニマム課税が導入されたことに伴い、企業に過度な負担を課さないために、外国子会社合算税制（CFC税制）の更なる簡素化を検討する等、十分な配慮が必要である。

② 相互協議後の更正

租税条約締結国との移転価格課税の場合は、相互協議後でなければ更正できない制度とすべきである。

II. 要 望 項 目

1. 設備投資のための環境整備

(1) 減価償却制度における定率法の維持

減価償却制度は、現在定率法・定額法の選択適用になっているが、定額法に一本化することなく、定率法を維持すべきである。

定率法の廃止は、新規設備投資を抑制する恐れがある。

(2) 特定資産の買換特例制度（長期所有の土地、建物等）の見直し

本制度を時限措置ではなく恒久化し、先行取得期間を 1 年から 3 年に緩和すべきである。

(3) DX 投資促進税制の見直し

本税制の適用を受けるには、産業競争力強化法に基づく事業適応計画の認定が必要となるが、認定要件が厳格で、申請手続き等も複雑なことから、制度利用を拡大するために、売上高要件や海外売上高要件を緩和する等、更なる見直しが必要である。

2. 国際課税

(1) 外国税額控除制度の見直し

外国税額控除制度は国際的な二重課税を排除する上で、不十分であり、見直すべきである。

① 外国子会社配当益金不算入	益金不算入割合	95%から100%へ拡充
② 外国税額控除	繰越期間	現行3年の年数拡充

国際的な二重課税を排除する制度として、わが国企業の海外事業展開を支える重要な役割を果たしているが、わが国の税額控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間は3年と、税額を控除しきれないケースがある。

(2) 国際的な取引に関する税務手続の簡素化・合理化

租税条約に基づき、利子、配当、工業所有権等に係る所得税の軽減又は免除を受けようとする場合に提出する届出書に関して、国内税法よりも租税条約を優先して適用することが既に規定されており、事務手続きの簡素・合理化、事務負担軽減のために、届出書の提出は不要とすべきである。

3. その他

(1) 企業年金に関する特別法人税の廃止

企業年金に関する特別法人税は、平成 11 年度から凍結中であるが、仮に課税が再開されれば、年金資産の運用環境の悪化を招き、企業年金制度の普及・拡大の妨げとなる。掛金の拠出時・運用時非課税、受給時課税という年金税制の基本原則にも反していることから、特別法人税は廃止すべきである。

(2) 税法と企業会計の調和

国際会計基準を踏まえた会計制度の変更により、企業会計と税法の乖離が拡大し、課税所得計算において実務上の負担が増大しないよう、以下の措置を要望する。

- ① 法人税法、地方税法、会社法、金融商品取引法において異なった処理が必要となり事務負担が増大していることから、これら法律間の会計処理統一化を要望する。
- ② 減価償却制度における損金経理要件を撤廃すべきである。